

介護に外国人実習生

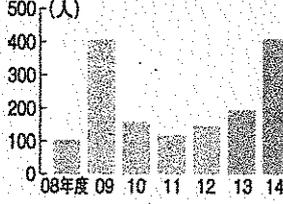
厚労省方針 日本語能力条件に

厚生労働省は、外国人が日本で働きながら技術を学ぶ技能実習制度で、介護分野の人材を受け入れる方針

介護職員は25年度に30万人不足のおそれがある



経済連携協定での介護福祉士候補者の受け入れ数



を決めた。日本語がある程度わかることを条件にする。2015年度中の受け入れ開始を目指す。介護職

員は25年に30万人足りなくなるの見込まれ、人材確保が急務となっている。安倍政権は成長戦略のひとつとして、介護分野を技能実習制度に加える検討を厚労省に促していた。同省の有識者検討会も23日、受け入れを大筋了承する方向でとりまとめに入った。技能実習制度は、外国人に技術を学んでもらうための制度で、人材不足への対応が本来の目的ではない。

いまは食品製造や農漁業などの分野で最長3年受け入れられている。介護という人を相手にするサービス分野が加わるのは初めてだ。いま実習生の受け入れに日本語能力の要件はない。ただ介護は利用者との意思疎通が欠かせないため、一定の日本語の能力を条件にする。求める水準は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる」レベルを軸に検討。日本語の能力試験に合格することを受け入れの前提にする方向だ。このほか母国で介護の仕事の経験があることも要件とする。

実習場所は特別養護老人ホームなどの施設に限り、訪問介護は認めない方針。受け入れ施設には指導する

介護福祉士の確保を求め、この制度では外国人が安価な労働力として利用されているとの批判があるため、募集時に報酬や就業規則などを審査し、受け入れ後も資金台帳の確認やヒアリングをする。

介護業界は労働条件が厳しい割に給料が低いとされ、介護サービスの昨年11月の有効求人倍率(季節調整前)は2倍を超す。政府は来年度は介護報酬の見直しで、介護職員の月1万2千円の給料アップを掲げ、人材確保対策を強化している。

実習生には最初2カ月間、介護保険制度や認知症ケアなどの基礎知識を学んでもらった後、現場に出てもらう。必要な介護能力の習得を求め、1年ごとに業務を続けられるかどうかの試験をする。

2013年度に非常勤を含めて約177万人いる介護職員は、団塊の世代がすべて75歳以上になる25年には最大250万人が必要と見込まれている。一方、厚生労働省の調査では、確保できるのは220万人にとどまり、30万人も不足する

可能性がある。介護分野では08年度から、経済連携協定(EPA)の枠組みで外国から「介護福祉士候補者」を受け入れてきた。現在の対象国はインドネシアとフィリピン、ベトナムだ。ただ介護福祉士資格の取得を目指すため、その要件は厳しい。日本語研修を訪問前後に6カ月ずつ受け、原則4年以内に資格が取れないと帰国しなければならない。14年までの受け入れ数は1538人ととらえる。

技能実習制度での受け入れでも、前提として日本語がある程度わかるレベルを求めている方針で、これが「壁」になる可能性がある。受け入れの是非を議論した厚労省の有識者検討会は、日本

語がわからない外国人が担う「単純な肉体労働」といった介護職のイメージ低下を招かないようにする▽日本人職員の待遇改善の努力が損なわれないようにする▽利用者の不安を招かない▽などの課題についての対応が必要とした。ある程度の日本語能力と、日本人との同等の待遇確保が必要だと要請している。

23日の検討会では、労働組合側の委員が「実習制度は、外国人を安価な労働力として使ってきた実態がある。慎重に検討を続けるべきだ」と受け入れに異論を唱えた。だが、ほかの委員からは「世界に日本の介護技術を広めるのは意味がある」と肯定的な意見が相次いだ。(藤西順子)

人材不足解消へ 語学力・待遇力ギ